

千葉市指定文化財の新指定について

千葉市では、千葉市文化財保護条例に基づき、市域内に所在する市にとって重要な文化財を、千葉市指定文化財に指定しています。

このたび、「大舟の飾り幕」を新たに指定しましたので、お知らせします。

1 名称

大舟の飾り幕（おおふねのかざりまく）

2 指定年月日

令和6年5月22日

※今回の指定により、千葉市指定文化財は50件になります。

3 種別

有形民俗文化財

4 所有者

寒川神社（中央区寒川町1-123）

5 保管場所

郷土博物館内（中央区亥鼻1-6-1）

6 「大舟の飾り幕」の概要

千葉市地域文化財「寒川神社の御浜下り」の由来となる「千葉妙見の祭礼」の中で用いられた舟形の山車「結城舟（寒川舟）」に飾り付けられたとされる幕。緋羅紗と木綿地の袷仕立てで、幕の中央部で2枚を縫い合わせ、左右に九曜紋と月星紋に瑞雲、竹に虎、岩に砕ける波が、幕端には「寒川村氏子中」の文字が、切付や刺繍で表現される。裏地には、嘉永3（1850）年の制作であること、飾り幕を新調するに至った経緯、それに携わった寒川村の村方三役の姓名や由来が墨書きされている。

各図柄の表現に適した刺繍技法を採用するなど、高度な技術を駆使して制作されていること、制作年代、制作の経緯や費用捻出の方法が明らかであること、本来祭礼時の使用により経年劣化しているはずの羅紗織物がほぼ完形で伝えられていることは希少である。さらに、単に祭具というだけではなく、往時の千葉妙見の祭礼や信仰の具体的な姿を伝え、また地域の歴史とも深く結びつく大変貴重な文化財である。

<参考文献>小澤清男「寒川神社に伝来する『大舟の飾り幕』について」

（郷土博物館「研究紀要」第6号）

7 指定の経緯

令和6年3月28日に開催された千葉市文化財保護審議会への諮問に対し、同日、指定の答申を受け、5月22日に開催された令和6年千葉市教育委員会会議第5回定例会において議決され、指定に至ったものです。

8 公開状況

現在は非公開。令和7年度下半期に予定する千葉市立郷土博物館のリニューアル展示の中で、写真等による展示を予定。

9 資料写真



九曜紋に瑞雲



月星紋に瑞雲



竹に虎



岩に碎ける波



「寒川村氏子中」